表五の項及び六の項を次のように改める。

五	削除
六	削除

表一七の項から一九の項までを削る。

十六　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八一の項を次のように改める。

八一	削除

第一項の表八四の項を次のように改める。

八四	削除

第一項の表九二の項を次のように改める。

九二	削除

第一項の表一〇〇の項を次のように改める。

一〇〇	削除

第一項の表一一五の項を次のように改める。

一一五	削除

第一項の表一三六の項を次のように改める。

一三六	削除

十七　平成十五年総務省告示第三百四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六の項を次のように改める。

六	削除

十八　平成十五年総務省告示第七百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一六の項を次のように改める。

一六	削除

第二項の表一九の項及び二〇の項を削る。

十九　平成十七年総務省告示第八百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表五一の項及び五二の項を次のように改める。

五一	削除
五二	削除

表五五の項を次のように改める。

五五	削除

表六一の項を次のように改める。

六一	削除

表八三の項を次のように改める。

八三	削除

二十　平成十七年総務省告示第千九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一七の項を次のように改める。

一七	削除

二十一　平成十七年総務省告示第千二百五十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項を次のように改める。

三	削除

第一項の表六の項を次のように改める。

六	削除

二十二　平成十八年総務省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二七の項及び二八の項を次のように改める。

二七	削除
二八	削除

第一項の表三〇の項及び三一の項を次のように改める。

三〇	削除
三一	削除

第一項の表四八の項を次のように改める。

四八	削除

第一項の表五六の項を次のように改める。

五六	削除

二十三　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一八の項を次のように改める。

一八	削除

二十四　平成十八年総務省告示第四百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一九の項を次のように改める。

一九	削除